

広島県告示第三百八十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び第六条第一項の規定によつて、検査及び注射を次のとおり実施する。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分	伝達性海綿状脳症（牛）	実施の目的	伝達性海綿状脳症（牛）の発生の予防のため	実施する区域	県下全域
実施の対象となる家畜の種類及び範囲	<p>実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>一 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「特措法」という。）第六条第一項で届出のあつた満九十六か月齢以上（推定を含む）の死亡牛。ただし、同条第二項のただし書きに該当する場合を除く。</p> <p>二 特措法第六条第一項で届出のあつた満四十八か月齢以上九十六か月齢未満（推定を含む）の死亡牛で、死亡前に歩行困難又は起立不能であつた牛。ただし、同条第二項のただし書きに該当する場合を除く。</p> <p>三 その他、検査を必要と認めるもの</p>	実施の期日	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	検査注射の別及びその方法	<p>一 酵素抗体法（エライザ法）</p> <p>二 ウエスタンブロット法</p> <p>三 免疫組織化学的検査</p>

ヨーネ病	ヨーネ病の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛、山羊及びめん羊であって、家畜保健衛生所長の指定するもの 一 搾乳又は繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢が満二十四か月齢以上（推定含む）の雌牛 二 その他、検査を必要と認めるもの	同右	一 臨床検査 二 細菌検査 三 ヨーニン検査 四 補体結合反応 五 酵素免疫測定法（エライザ法） 六 予備的抗体検出法（以下「スクリーニング法」という。） 七 リアルタイムPCR検査
結核	結核の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛及び山羊であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 臨床検査 二 ツベルクリン反応ただし、皮内注射法
ブルセラ症	ブルセラ症の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛、めん羊、山羊及び豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 急速凝集反応 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 試験管凝集反応 四 補体結合反応
アカバネ病	アカバネ病の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	血清学的検査
チュウザン病	チュウザン病の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	血清学的検査
アイノウイルス感染症	アイノウイルス感染症の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	血清学的検査
牛伝染性リンパ腫	牛伝染性リンパ腫の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 酵素免疫測定法（エライザ法） 二 リアルタイムPCR検査
牛ウイルス性下痢	牛ウイルス性下痢の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 血清学的検査 二 PCR検査 三 ウイルス分離

豚熱	腐蛆病	家きんサルモネラ感染症	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	牛流行熱	炭疽	牛カンピロバクター症	トリコモナス症
豚熱の発生予防のため	腐蛆病の発生予防のため	家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生予防のため	鳥インフルエンザの発生予防のため	牛流行熱の発生予防のため	炭疽の発生予防のため	牛カンピロバクター症の発生予防のため	トリコモナス症の発生予防のため
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている蜜蜂であって、家畜保健衛生所の指定するもの	実施する区域内で飼育されている鶏であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている家きんであって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
一 中和試験 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 ウイルス分離 四 蛍光抗体法 五 PCR検査	一 肉眼的検査 二 細菌学的検査	急速凝集反応検査	一 ウイルス分離 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応） 四 PCR検査 五 リアルタイムPCR検査 六 抗原検出検査	筋肉内注射	皮下注射	一 蛍光抗体法 二 細菌学的検査	病原学的検査

アフリカ豚熱	アフリカ豚熱の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 PCR検査
オースキー病	オースキー病の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 臨床検査 二 ラテックス凝集反応検査 三 酵素免疫測定法（エライザ法） 四 中和試験
豚流行性下痢	豚流行性下痢の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 血清学的検査 二 PCR検査
豚繁殖・呼吸障害症候群	豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 血清学的検査 二 PCR検査
伝染性胃腸炎	伝染性胃腸炎の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	血清学的検査
伝達性海綿状脳症（めん羊、山羊）	伝達性海綿状脳症（めん羊、山羊）の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されているめん羊及び山羊であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 ウエスタンブロット法 二 免疫組織化学的検査
馬伝染性貧血	馬伝染性貧血の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている馬であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 臨床検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査
馬インフルエンザ	馬インフルエンザの発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている馬であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 臨床検査 二 抗原検出検査 三 PCR検査